

浄化槽の法定検査を行う指定検査機関の指定の取消に係る処分基準

1 浄化槽法施行規則第56条第1項第7号の規定による指定の取消に係る処分基準

(1) 指定検査機関の検査業務が①から③の事項に該当し、県がその改善を指示したにもかかわらず、これに従わず、適正かつ確実な検査が確保されないと認められるときは、指定を取り消すことができる。

① 検査業務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎

ア 職員、検査員、設備、資産及び利益の見込み等から、継続的な検査業務の実施が困難である。

イ 検査業務に必要な検査員が置かれていない。

ウ 水質分析に必要な技術者が置かれていない（水質分析を外部委託している場合を除く。）。

② 検査手数料の額

ア 社会経済状況や事業の運営状況等の変化により、手数料の額が不適當である。

イ 事業費、管理費の不適切な支出により手数料の額が不適當である。

③ 水質に関する検査の信頼性の確保

ア 水質に関する検査を行う部門に検査員と同等以上の能力を有すると認められる専任の管理者が置かれていない。

イ 専ら検査業務の管理及び精度の確保を行う部門が置かれていない。

なお、「適正かつ確実な検査が確保されない」とは、次のいずれかに該当する場合をいう（以下について同じ。）。

ウ 検査業務の実施計画に従い、検査を実施していない。

エ 法令及び浄化槽法定検査判定ガイドライン等に定められた方法、時期により検査を実施していない。

オ 検査を公正に実施していない。

(2) 指定検査機関が、申請者の役員構成又は検査業務以外の業務が次の事項のいずれかに該当し、県が改善を指示したにもかかわらず、これに従わず、検査業務を公正に実施することができないと認めるに足る相当の理由があるときは、指定を取り消すことができる。

① 特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）の割合が理事現在数の3分の1以上となったとき。

② 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とする法人となったとき。

- ③ 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とする法人となったとき。
- ④ 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とする法人となったとき。
- ⑤ 浄化槽に係る業務に携わる者の割合が理事、評議員又は社員いずれかの現在数の3分の1以上となったとき。

なお、浄化槽に係る業務に携わる者とは、浄化槽工事業者、浄化槽製造業者、浄化槽清掃業者及び浄化槽保守点検業者をいう。

(3) 指定検査機関が次の事項のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

- ① 指定検査機関である法人が浄化槽法（以下「法」という。）の規定に違反して刑に処せられたとき。
- ② 指定検査機関である法人の役員のうち、法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者があるとき。

(4) 指定検査機関が次の事項のいずれかに該当するときで、県がその改善を指示したにもかかわらず、これに従わず、適正かつ確実な検査が確保されないときは、指定を取り消すことができる。

- ① 有効期間内に、県の承認を得ず、業務を休止又は廃止したとき。
- ② 県の承認を得ず、検査料金を変更したとき。
- ③ 県の承認を得ず、検査実施地域を変更（拡大及び縮小）したとき。
- ④ その他違反の情状が特に重いとき。

附則

(施行日)

この処分基準は、平成21年11月30日から適用する。ただし、施行日以前に指定を受けた指定検査機関については、その有効期間が完了するまで適用しない。

附則

この処分基準は、平成23年8月1日から施行する。

附則

この処分基準は、平成24年4月1日から施行する。